

平成21年8月30日に執行する京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第二地区土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令第21条第1項の規定に基づき公衆の縦覧に供し、同条第4項の規定に基づくすべての異議について当否を決定し、同令第22条第4項の規定に基づくこの選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同条第1項及び第4項の規定により次のとおり公告します。

平成21年8月4日

京都市長 門川 大作

- | | |
|----------------------------|-----|
| 1 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 | 11人 |
| 2 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 | 1人 |

（建設局都市整備部整備推進課）